

COPY

(別紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金における新たな製品の取り扱いについて

- 1 新たな製品である株式会社ノブハラの商品「スクリューメッシュ」について、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象として取り扱うことに問題はありません。
- 2 新たな規格の製品も含めて入札を実施する場合は、新製品の仕様を明示するか、仕様で示す規格同等品などとして、メーカーが示す試験データ等により同等であることを確認して入札を実施すること。
- 3 株式会社ノブハラは、福岡県が誘致し、県内に生産拠点のある企業です。
- 4 平成28年4月8日の会議資料「28年度福岡県鳥獣被害防止総合対策交付金の事務について(p62)」については、以下のとおり訂正します。

「誤」

- ワイヤーメッシュ柵の整備において、一部の業者の商品に入札時の仕様と異なり、強度の不足するものが納品されているとの情報がある。市町村へ留意するように情報を提供してもらいたい。



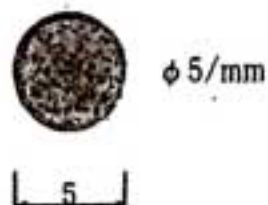
「訂正」

- ワイヤーメッシュ柵の整備において、仕様書に適合した製品が納入されていることを確認する必要がある。

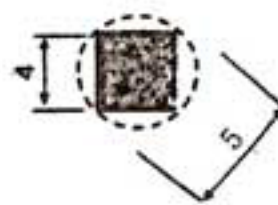
※ 訂正理由

当該会議資料は、標記交付金でワイヤーメッシュ柵を整備する場合、仕様書どおりの製品が納入されたことを確認するように注意喚起したもので、特定の製品の強度が不足しているという内容ではないため。

【新たな製品の例】



・従来規格



・新たな製品